

	旧(2019年1月25日施行)	新(2020年11月20日施行)
第2条3.	3. 発表時に明らかにする利益相反状態については、本指針「IV. 開示・公開すべき事項」で定められたものを、発表スライド、あるいはポスターの最後に、「筆頭演者の利益相反自己申告書」(様式1)に従って開示するものとする。開示が必要なものは、抄録提出の前年、前前年、前前前年の各々につき1月1日～12月31日までのものとする。ただし、各々の開示すべき事項について、自己申告が必要な金額等を次のように定める。	3. 発表時に明らかにする利益相反状態については、本指針「IV. 開示・公開すべき事項」で定められたものを、発表スライド、あるいはポスターの最後に、「筆頭演者の利益相反自己申告書」(様式1)に従って開示するものとする。 <b>一方、企業や営利団体が主催・共催するセミナー、研究会あるいは講演会においては、座長・司会者もスライドあるいは別途プロジェクター等にて開示するなど適切に対応しなければならない。</b> 開示が必要なものは、抄録提出の前年、前前年、前前前年の各々につき1月1日～12月31日までのものとする。ただし、各々の開示すべき事項について、自己申告が必要な金額等を次のように定める。
第2条3. (6)	企業または営利を目的とした団体が提供する研究費については、1つの企業・団体から、医学研究(受託研究費、共同研究費、臨床試験など)に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた総額が年間100万円以上。	企業または営利を目的とした団体が提供する研究費については、1つの企業・団体から、医学研究(受託研究費、共同研究費、臨床試験など)に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた総額が年間100万円以上。 <b>ただし、企業治験に関わるものは総額から除くものとする。</b>
第4条1.	本法人の役員(理事長、理事、監事、会長、次期会長、次次期会長)、各種委員会委員長、各種ワーキンググループ委員長、編集委員、診療ガイドライン委員、学術委員、保険診療委員、倫理委員、利益相反委員、専門医制度委員、教育・研修委員、広報委員および臨床研究委員(以下、「役員等」と略す。)が開示・公開する義務のある利益相反状態は、本法人が行う事業に関連する企業または営利を目的とする団体に関わるものに限定する。	本法人の役員(理事長、理事、監事、会長、次期会長、次次期会長)、各種委員会委員長、各種ワーキンググループ委員長、編集委員、診療ガイドライン委員、 <b>診療ガイドライン評価委員</b> 、学術委員、保険診療委員、倫理委員、利益相反委員、専門医制度委員、教育・研修委員、広報委員および臨床研究委員 <b>およびこれらの委員会に属する小委員会・ワーキンググループ・タスクフォース等委員</b> (以下、「役員等」と略す。)が開示・公開する義務のある利益相反状態は、本法人が行う事業に関連する企業または営利を目的とする団体に関わるものに限定する。
第4条2.	本法人の役員等は、新就任時と、就任後は1年毎に「役員等の利益相反自己申告書」(様式3)を提出しなければならない。また、診療ガイドライン策定に関わる参加者は、新就任時と、就任後は1年毎に「診療ガイドライン策定に関わる参加者の利益相反自己申告書」(様式4)を提出しなければならない。なお、役員等あるいは診療ガイドライン策定参加者として既に当該年の利益相反自己申告書を提出しているものは新就任時に新たに提出する必要はないものとする。開示すべき期間は直近の暦年の3年間分とする。在任中に新たな利益相反状態が発生した場合は、6週以内に様式3もしくは様式4によって報告しなければならない。	本法人の役員等は、新就任時と、就任後は1年毎に「役員等の利益相反自己申告書」(様式3)を提出しなければならない。また、診療ガイドライン策定に関わる参加者( <b>診療ガイドライン委員、診療ガイドライン評価委員、およびこれらの委員会に属する小委員会等</b> )は、新就任時と、就任後は1年毎に「診療ガイドライン策定に関わる参加者の利益相反自己申告書」(様式4)を提出しなければならない。なお、役員等あるいは診療ガイドライン策定参加者として既に当該年の利益相反自己申告書を提出しているものは新就任時に新たに提出する必要はないものとする。開示すべき期間は直近の暦年の3年間分とする。在任中に新たな利益相反状態が発生した場合は、 <b>8週以内に様式3もしくは様式4によって報告しなければならない。なお、継続して役員等に着任し、前年に3年間分の開示を行っている者は、様式3もしくは様式4に直近の1年間分のみを追加で開示する。</b>